

業 務 仕 様 書

1 業務名

特定健診・特定保健指導システム保守運用業務

2 業務概要

本業務は、「特定健診・特定保健指導システム」（以下「本システム」という。）を円滑かつ安定的に運用するために必要となる保守運用業務を行うものである。

3 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 業務内容

(1) 対応窓口の設置

本システムの操作、運用及び管理に関する問い合わせ及び障害の報告に対応できる窓口を設置し、敏速な対応を行うこと。

なお、窓口の対応時間は、開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く。）の8時45分から17時15分までとする。また、指定日については、別途通知する。

(2) 障害の分析及び対応

本システムの動作に障害が発生した場合、速やかに障害原因の切り分けを行いシステム側に原因がある場合は早急に復旧作業を行うこと。

また、原因がハードウェア機器側にある場合は、速やかに本市担当者へ報告すること。

(3) 維持管理

ア 利用状況管理

ディスク使用状況データ収集を行うこと。

イ セキュリティ管理

セキュリティ監視として、必要に応じてデータベースの更新ログ状況を監視すること。

ウ 構成管理

ソフトウェアの構成管理を行うこと。

エ バージョンアップ対応調査及び技術支援

OS、DB製品の更新に伴う適応調査及び技術支援を行うこと。

(4) 定期点検

本システムの動作状態について月1回以上の定期点検を実施すること。この定期点検により、問題の発生が予測されるときは、対策について本市に報告すること。

(5) パッケージソフトウェアに対する保守

本業務にて利用する以下のパッケージソフトウェアについて、開発元より提供されるバージョンアッププログラムや修正プログラムを入手し、適用を行うこと。

なお、制度改正によるバージョンアップについては、軽微な修正は保守範囲内とするが、保守範囲内とすることが難しい場合は、本市と協議の上、対応方針を決定する。

(対象パッケージソフトウェア)

- ・健康かるて V7 基本システム
- ・健康かるて V7 各種情報連携ツール（国保・後期・税情報）
- ・健康かるて V7 特定健診システム
- ・健康かるて V7 特定保健指導システム
- ・健康かるて V7 評価・検定システム

※本市個別カスタマイズプログラムを含む

(6) ミドルウェアソフトに対する保守

本システムのハードウェアにおいて利用しているデータベース等のミドルウェアソフトに関して、常に最適の状態を確保すること。

(7) 基幹系システム及び特定健診等データ管理システムとの連携

本システムを円滑かつ安定的に運用するため、前月末までに確定する基幹系システムの運用スケジュールに合わせ、データ連携における更新処理が円滑に行えるよう調整を行うこと。

同様に、国保連合会で運用する特定健診等データ管理システムとの調整を行うこと。

(8) 運用処理業務

ア 基幹系システムの更新結果のサーバへの設定（年次・月次・日次）

イ 北海道後期高齢者医療広域連合が提供するデータのサーバへの設定（年次・月次・日次）

ウ 特定健診等データ管理システムのデータのサーバへの設定（年次・月次・日次）

エ 受診券データ、統計データ、集計データ等の作成・出力（随時）

オ 業務担当課の要請に応じた帳票作成及び引渡し

カ その他緊急オペレーション

(9) その他

その他軽微な作業については、協議の上で対応する。

5 作業実施体制及び作業実施報告

(1) 作業実施体制図の作成

本システムの保守業務にあたり、作業実施体制図を作成し、あらかじめ本市の承認を得るとともに、作業従事者及び連絡先等を提示すること。

(2) 作業実施状況の報告

本業務にあたり、前記4の各業務を行った場合は、本市に対し書面または口頭によりただちに報告すること。

6 提出書類

(1) 本業務の着手時

- ・業務着手届
- ・業務責任者指定通知書
- ・業務責任者経歴書
- ・雇用関係の証明書類
(健康保険証の写しなど)
- ・業務日程表

(2) 毎月の業務完了時

- ・業務完了届
- ・月次報告書

7 その他

(1) 本業務の遂行にあたり、「札幌市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ技術対策基準」を遵守すること。

(2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに委託者と協議し、その指示に従って業務を遂行すること。

(3) この業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。